

答 申 第 9 2 号
(諮 問 第 9 3 号)

令和 3 年 (2021 年) 3 月 18 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 6 月 17 日付け鎌総第 779 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）1月6日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会が行った会議録、資料等の文書一式」に対して実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）3月2日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当ではなく、条例第10条に基づき、改めて決定を行うべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）1月6日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会（以下「検討会」という。）が行った会議録、資料等の文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和2年（2020年）3月2日付け鎌倉市指令深地第36号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）4月8日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）4月8日付けで提出した審査請求書及び同年5月18日付けで提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

平成27年度に湘南地区整備連絡協議会（以下「協議会」という。）で行った、「平成27年度 東海道本線大船駅・藤沢駅の新駅設置実現化調査」（以下「実現化調査」という。）の文書が公開されてい

ない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年(2020年)5月11日付けで提出された弁明書及び令和2年(2020年)9月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

協議会で使用された、実現化調査の成果物である報告書は、検討会において新たに会議参加者に配布された会議資料とは異なるため、公開文書の対象とはしていない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求は、検討会における会議の会議録及び資料等の文書一式の公開を求めるものである。

実施機関は、検討会の議事要旨及び検討会で配布された資料を請求対象文書として特定し、法人の従業員数及び税収が記載された部分が条例第6条第2号に該当するとして、また新駅に関する事業及び負担の考え方等が記載された部分が同条第3号に該当するとして一部非公開とする本件処分を行った。

そこで、以下、実施機関による本件請求対象文書の特定について検討する。なお、非公開部分が条例第6条第2号及び第3号に該当することについては当事者間に争いが無い。

当審査会が、実施機関に確認したところ、審査請求人が公開すべきと主張する実現化調査に係る文書は、検討会の次第と併せて参加機関に配布したのではなく、過去に行われた別の会議で当該会議の参加機関に配布し、共有していたものを検討会で資料として参照していたとのことであった。

確かに、検討会で配布した資料の公開が求められているのであれば、次第とともに配布した文書に限定するとした実施機関の判断は妥当としてこれを是認する余地がある。しかしながら、本件請求は、会議録、資料等の文書一式の公開を求めるものであり、検討会で配布

されていない文書であるとしても、当該検討会において使用されたことが明らかであるならば、本件請求対象文書に含まれるものと解される。そのため、実施機関は、実現化調査に係る文書を本件請求対象文書に含めるべきであった。

よって、実施機関が、実現化調査に係る文書について、本件請求対象文書にあたらないと判断し、公開しなかったことは妥当でなく、条例第10条に基づき、改めて決定を行うべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 / 6	行政文書公開請求書が提出される
1 / 2 0	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
3 / 2	行政文書一部公開決定通知書送付
4 / 8	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
5 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
5 / 1 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 1 7	審査会に諮問
9 / 2 3	第 117 回審査会で審議
1 1 / 2 0	第 119 回審査会で審議
3 / 1 / 2 9	第 121 回審査会で審議
3 / 1 8	答申（答申 92 号）